

## 令和8年度 農地中間管理事業を軸とした農地集積・集約化の推進に関する実施方針

農業従事者の減少・高齢化に伴い農地の流動化が加速する中で、本県農業の成長産業化を図るためには、経営規模の拡大に取り組む担い手への農地の集積・集約化により、個々の経営体の生産基盤の強化を図ることが重要である。

このため、市町村が策定した、地域での合意形成により目指すべき将来の農地利用を明確化する「地域計画」の実現を目指し、県、農地中間管理機構（以下、「機構」）、農業会議、市町村、農業委員会等の関係機関が一体となり、担い手への農地の集積・集約化を計画的、効率的に推進する。

### 具体的な取組

#### 1 地域計画の実現に向けた農地の集積・集約化の推進

- (1) 県は、市町村が主体的に取り組む地域計画の実現に向けて、関係する施策及び事業を計画的に実施するなど、引き続き伴走支援を行い、農地の集積・集約化を促進する。
- (2) 市町村は、目標地区の活用や定期的な協議の場の設置などを通じて、地域計画のブラッシュアップに取り組む。  
農地の受け手となる担い手が明確となっている地域については、農地集約化促進事業(機構集積協力金事業の後継事業)の活用等により、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、貸付を希望する農地については、関係機関と連携のうえ、担い手にマッチングするよう、調整を図る。
- (3) 農業委員会は、担い手への農地の集積・集約化などの農地等の利用の最適化の推進を図る。
- (4) 機構は、農地中間管理事業の実施主体として、公益社団法人茨城県農林振興公社農地中間管理事業規程などにおける借受基準に基づき、貸借の調整を図る。

#### 2 県事業等と連動した農地の集積・集約化

- (1) 農地の集積・集約化に意欲的な中規模経営体自らが農地調整に取り組んでいけるよう、メガファーム事業などで得られた知見や、農地集約化促進事業の活用促進のほか、地域の話し合いを支援し、県内各地で農地の集積・集約化を推進する主体を育成していく。
- (2) 基盤整備事業の実施地区や、実施を目指す地区へ農地中間管理事業を積極的に推進することにより、円滑な農地の転貸を実現し、担い手の生産性向上を図る。

#### 3 関係機関・団体の役割分担

関係機関、団体は、以下の役割分担の下、計画的な農地の集積・集約化を推進する。

##### (1) 県

- ア 市町村、農業委員会から提供された農地や担い手に関する情報を基に、市町村域を越えた農地と担い手とのマッチングに当たる。
- イ 市町村、農業委員会とともに、地域ごとの推進方策を検討し、担い手に対する技術・経営支援、農地整備等、所管する事業、施策の計画的な実施とフォローアップを行う。
- ウ 農地の集積・集約化に意欲的な中規模経営体を対象に、周辺担い手とのゾーニングや担い手同士の農地交換等、所得向上に向けた取組の人的支援を行う。

エ これまでの集積・集約化の取組結果についてのPDCAを回しつつ、自立的に農地の集積・集約化が進む仕組みづくりについて、検討を行う。

(2) 機構

ア 借受基準に適合した農地に対し、積極的に農地中間管理権を取得する。

イ 貸借期間が満了となる案件について、早期の意向確認や事務手続きの簡素化等を図ることで、円滑な更新手続きを行う。

ウ 市町村と一体となった農地中間管理事業支援システムの安定運用や賃料事務の適正かつ迅速な対応、農地の保全管理など管理業務を適切に実施するとともに、関係機関と調整のうえ、事務手続きの見直しによる事務の簡素化や効率化を図る。

エ 農林事務所駐在の農地集積推進員は、耕作者や農地の管理状況など、地域の実情を把握し、関係機関等に得られた情報を共有、協議の場を通じ地域計画のブラッシュアップに寄与する。

オ 農地中間管理事業の最新の制度の普及啓発を行う。

(3) 農業会議

農業委員会が行う農地の利用意向調査等の円滑な実施を支援するとともに、研修会等の開催により、農地利用の最適化の推進にあたる。

(4) 市町村

ア 地域計画の実現に向けて、地域の担い手の営農意向などについて継続的な把握に努め、農地の集積・集約化を推進する。

イ 農業経営基盤強化促進法による農地貸借(利用権設定)において、期間が満了となる案件については、農業委員会、機構と連携し、農地中間管理事業を介した農地貸借への円滑な移行を図る。

(5) 農業委員会(農業委員・農地利用最適化推進委員)

ア 農地の利用意向調査を定期的実施することにより、詳細な農地情報の収集に当たる。

イ 地域における、農地と担い手とのマッチングを推進する。

ウ 農業経営基盤強化促進法による農地貸借(利用権設定)において、貸借期間が満了となる案件については、市町村、機構と連携し、農地中間管理事業を介した農地貸借への円滑な移行を図る。

(6) 農業協同組合、茨城県農業協同組合中央会

組合員の相談窓口として、関係機関と連携して農地中間管理事業の活用を促進する。

(7) 土地改良区、茨城県土地改良事業団体連合会

ア 営農状況の把握、農地集約化促進事業の活用にも努めるとともに、農地中間管理事業による貸借に係る情報を機構等関係機関に提供する。

イ 基盤整備事業を実施中の地区においては、事業の進捗状況等を考慮しつつ、農地中間管理事業を活用して担い手への農地の集積・集約化を促進する。

(8) 農業者団体(農業経営士協会、女性農業士会、青年農業士連絡協議会、農業法人協会、認定農業者協議会、稲作経営者会議)

ア 農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進に関する協定に基づき、会員に対し、農地中間管理事業の積極的な活用促進を図る。

イ 地域の話合いの場等への参加を会員に働きかけ、農用地利用の効率化の促進を図る。

(参考)

担い手への農地集積率の目標（農地中間管理事業以外によるものも含む）

茨城県農地中間管理事業の推進に関する基本方針：令和12年度 66%

担い手への農地集積状況（単位：ha）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
耕地面積 ①	172,300	170,900	169,200	167,500	166,000	164,600
担い手への集積面積 ②	42,271	45,542	49,596	54,860	56,724	58,325
うち機構転貸面積	348	3,904	5,502	7,070	8,677	9,596
担い手への集積率 (②/①)	24.5%	26.6%	29.3%	32.8%	34.2%	35.4%

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
耕地面積 ①	163,600	162,300	160,700	159,400	158,300
担い手への集積面積 ②	60,671	61,415	64,064	65,899	66,904
うち機構転貸面積 ※1	11,197	12,529	13,668	15,732	17,692
担い手への集積率 (②/①)	37.1%	37.8%	39.9%	41.3%	42.3%

- ・ 集積面積、転貸面積は各年度末時点の累計
- ・ 耕地面積は農林水産統計から引用
- ・ 担い手への農地集積面積は、担い手への農地利用集積面積状況調査（農林水産省）から引用
- ・ R7年度集積面積については、R8.6に公表予定